

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇告 示 内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等  
争議行為の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百八十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定に基づき、内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公示番号 内共第一号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

こい " " " "

にじます " " " "

やまめ、あまこ(さく) " " " "

河性のものを含む。 " " " "

いわな " " " "

(二) 漁場の位置 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、

河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

(三) 漁場の区域 次の基点第一号とアを結ぶ線から上流の千代川本流

及びその支流

基点第一号 鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八五の千代川右岸の河

川堤防に設置した標識

ア 基点第一号から真方位二六〇度の線と千代川左岸との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月十九日

5 申請期間 昭和五十八年九月十二日から昭和五十八年九月十四日ま

で

6 関係地区 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河

原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

7 存続期間 免許の日から昭和六十八年八月三十一日まで

二一 公示番号 内共第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	こい	"
"	にじます	"
"	やまめ、あまこ(さく)	"
"	河性のものを含む。	"
"	いわな	"

(二) 漁場の位置 倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北

条町

(三) 漁場の区域 次の基点第二号と基点第三号を結ぶ線から上流の天

神川本流及びその支流

基点第二号 東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三―六地先長瀬排

水樋門上流端

基点第三号 東伯郡北条町大字江北字灘際二九〇五―二八東新田場

排水樋門上流端

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月十九日

5 申請期間 昭和五十八年九月十二日から昭和五十八年九月十四日ま

で

6 関係地区 倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町

7 存続期間 免許の日から昭和六十八年八月三十一日まで

三一 公示番号 内共第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	こい	"
"	にじます	"
"	やまめ、あまこ(さく)	"
"	河性のものを含む。	"
"	いわな	"

(二) 漁場の位置 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津

村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

(三) 漁場の区域 次の基点第四号とアを結ぶ線から上流の日野川本流

及びその支流

基点第四号 日吉津村大字富吉一三三二―四地先の海岸保全施設上

に設置した標柱

ア 基点第四号から真方位二九七度の線と日野川左岸との交点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月十九日

5 申請期間 昭和五十八年九月十二日から昭和五十八年九月十四日ま

で

6 関係地区 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並

びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町

7 存続期間 免許の日から昭和六十八年八月三十一日まで

四 1 公示番号 内共第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	採藻漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	しじみ	"
第五種共同漁業	こい	"
"	ふな	"
"	うなぎ	"
"	わかさぎ	"
"	しらうお	"
"	えび	"

(二) 漁場の位置 鳥取市

(三) 漁場の区域 鳥取市賀露町と同市湖山町との境界から上流の湖山

川、湖山池並びに鳥取市六反田及び金沢六反田橋下流端から下流の

湖山川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月十九日

5 申請期間 昭和五十八年九月十二日から昭和五十八年九月十四日まで

で

6 関係地区 鳥取市

7 存続期間 免許の日から昭和六十八年八月三十一日まで

五 1 公示番号 内共第五号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	採藻漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	しじみ	"
第五種共同漁業	こい	"
"	ふな	"
"	ぼら	"
"	せいご	"
"	うなぎ	"
"	わかさぎ	"
"	しらうお	"
"	えび	"

(二) 漁場の位置 東伯郡羽合町及び東郷町

(三) 漁場の区域 東伯郡羽合町大字橋津及び大字長瀬羽合大橋下流端

から上流の橋津川、東郷池並びに東郷町大字引地東郷橋下流端から

下流の東郷川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和五十八年九月十九日

5 申請期間 昭和五十八年九月十二日から昭和五十八年九月十四日まで

で

6 関係地区 東伯郡羽合町及び東郷町

7 存続期間 免許の日から昭和六十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百八十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院労働組合山陰支部支部長小原とみ子から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

- 1 看護婦の夜間勤務体制の改善に関する要求の件
- 2 病棟看護単位の適正化と運営の改善に関する要求の件

二 日時

昭和五十八年九月十二日午前零時から本事件の完全解決に至るときま

で

三 場所

米子市皆生一四八〇労働福祉事業団山陰労災病院に勤務する組合員の所属する職場の全部又は一部

四 概要

あらゆる種類の争議行為を行う。